

松島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
平成 28年度	人 14,663	千円 12,809,253	千円 3,065,496	千円 1,138,269	% 8.9	% 7.0

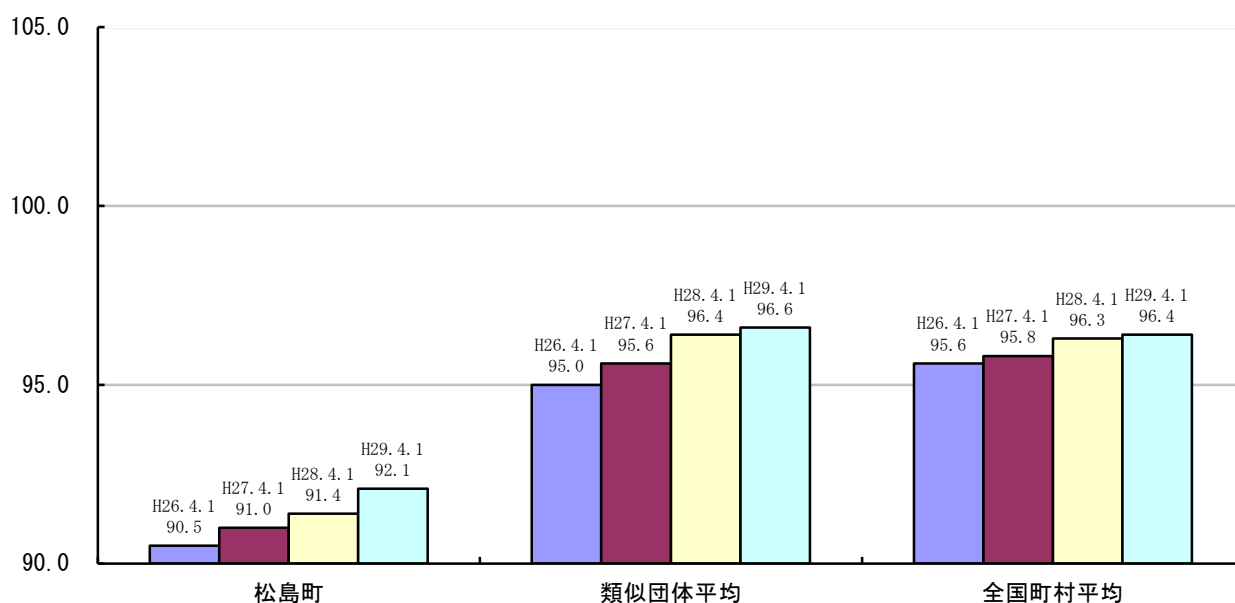
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
平成 28年度	人 150	千円 478,682	千円 71,753	千円 179,407	千円 729,842

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,866	千円 5,548

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み人事異動及び職員の経験年数等変動のため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定実施時期：平成27年4月1日

内容：一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給補償）を実施。

単純労務職給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松島町	41.2歳	290,442円	335,835円	313,059円
宮城県	42.2歳	320,409円	401,146円	355,796円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.2歳	303,086円	348,163円	328,696円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月 額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
松島町	51.5歳	4人	294,675円	318,200円	303,675円	—	—	—
うち自動 車運転手	52.0歳	1人	296,200円	318,250円	296,200円	自家用乗用 自動車運転手	56.9歳	288,100円
その他	51.3歳	3人	294,167円	31,813円	306,167円	—	—	—
宮城県	52.1歳	187人	315,603円	357,229円	338,386円	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—
類似団体	51.2歳	5人	294,537円	312,650円	304,943円	—	—	—

区分	参考
	A/B
松島町	—
うち自動 車運転手	1.10
その他	—
宮城県	—
国	—
類似団体	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
松島町	—	—	—
うち自動 車運転手	4,891,742円	3,710,100円	1.32
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26年度～平成28年度までの労働者数で加重平均3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松島町	38.1歳	271,900円	291,962円
宮城県	45.0歳	377,674円	424,132円
類似団体	39.8歳	286,452円	312,796円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		松 島 町	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	186,100円	178,200円
	高校卒	146,100円	151,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	166,750円	149,200円	—
	中学卒	143,400円	132,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

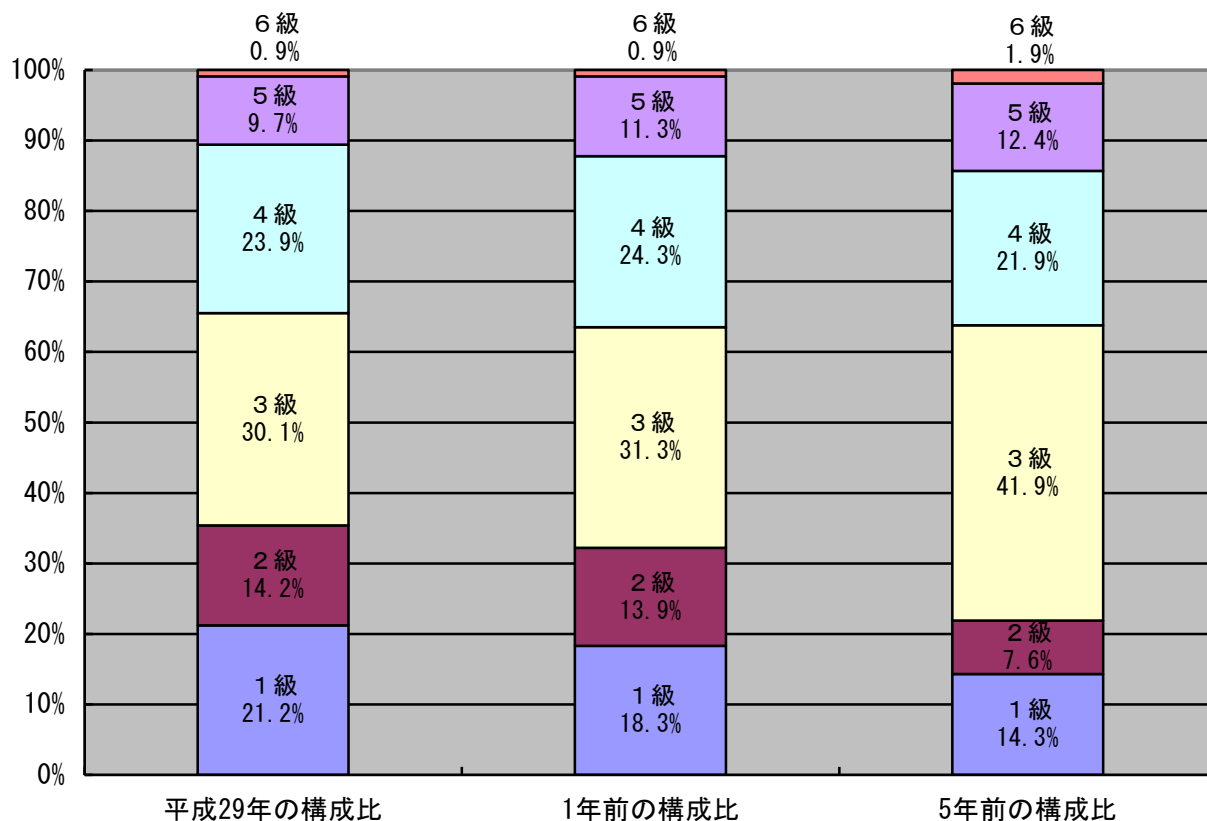
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,020円	321,960円	366,720円	374,900円
	高校卒	244,425円	302,900円	331,000円	363,800円
技能労務職	高校卒	—	—	291,767円	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士及び教諭の職務	24人	21.2%	141,600円	246,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	16人	14.2%	191,700円	303,400円
3級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	34人	30.1%	227,900円	349,200円
4級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	27人	23.9%	261,100円	380,200円
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	11人	9.7%	287,100円	392,200円
6級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	1人	0.9%	317,700円	409,400円

- (注) 1 松島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況（松島町）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 3 4 年度		平成 3 4 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 島 町	宮 城 県	国
1人当たりの平均支給額(平成28年度) 1,300千円	1人当たりの平均支給額(平成28年度) 1,735千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(松島町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成34年度		平成34年度	

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

松 島 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%)			定年前早期退職特例措置(2～45%)		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	456千円	20,878千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）			288千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			24,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）			6.8%	
手当の種類（手当数）			3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	町税及び国民健康保険税の賦課徴収業務従事者		288千円	月額 2,000円
行旅病死取 扱手当	行旅病人の救護作業従事者		0千円	1回 800円
	行旅死亡人の取扱作業従事者		0千円	1回 1,500円
防疫業務手当	感染疾患患者の救護等の防疫業務従事者		0千円	1日 800円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	26,868千円
職員1人当たり平均支給年額 （28年度決算）	199千円
支給実績（27年度決算）	26,395千円
職員1人当たり平均支給年額 （27年度決算）	191千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 10,000円 2. 子1人につき 8,000円 3. 父母等1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	16,974千円	223,342円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+ (【家賃】-23,000) ÷ 2 (限度額 27,000円)	同じ	—	9,830千円	273,064円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2. 交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円~31,600円 3. 交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	12,613千円	95,552円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 22,200円~41,400円			15,794千円	322,317円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の25/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に1勤務当たり2,000円~6,000円を支給(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じた額)	同じ	—	174千円	10,235円
災害派遣手当	災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員が滞在する場合1日につき6,620円を超えない額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	843,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 550,000円
	副 町 長	645,000円	680,000円 / 476,000円
報 酬	議 長	321,000円	408,000円 / 218,000円
	副 議 長	275,000円	340,000円 / 174,000円
	議 員	254,000円	320,000円 / 155,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(29年度支給割合) 3.15月分	
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合) 3.25月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×支給率 (44/100) ×勤続月数	(1期の手当額) 17,804,160円 (支給時期) 通算又は任期毎
	副 町 長	給料月額×支給率 (26/100) ×勤続月数	8,049,600円 通算又は任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

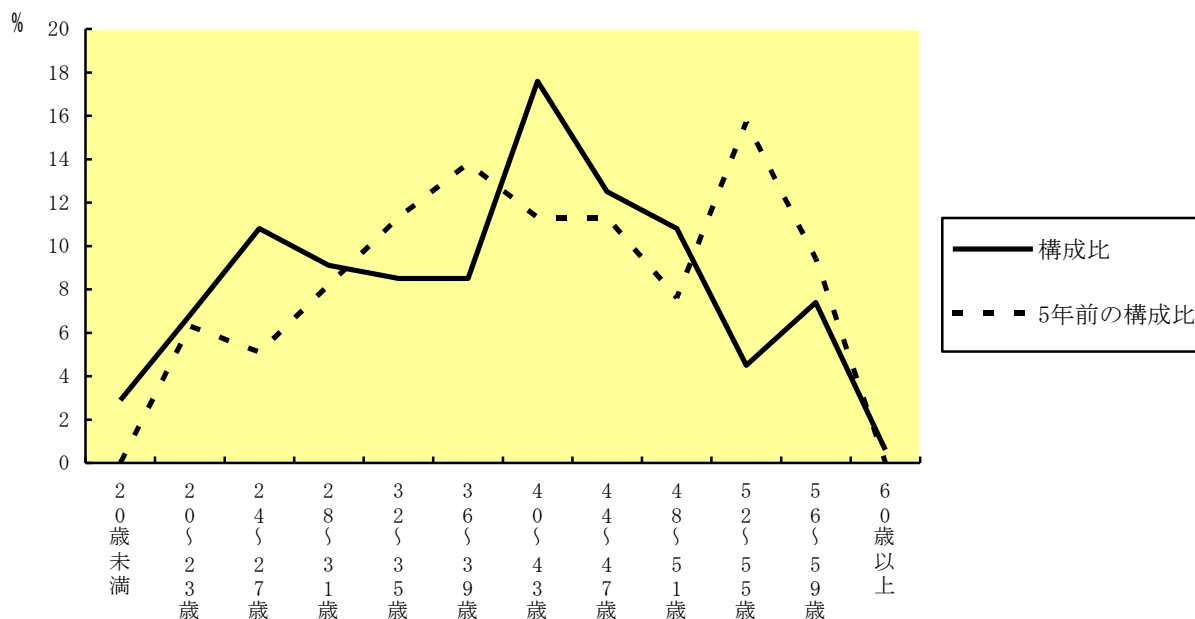
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4人	4人		
		総 務	37人	38人	1人	育児休業職員配置換えによる増
		税 務	10人	10人		
		民 生	30人	31人	1人	業務増加による増
		衛 生	9人	8人	△1人	欠員不補充
		農 水	7人	7人		
		商 工	7人	7人		
		土 木	16人	13人	△3人	育児休業及び欠員不補充等による減
	計	120人	118人	△2人	<参考> 人口1万当たり職員数 80.47人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 82.32人)	
	教育部門	30人	30人			
	小 計	150人	148人	△2人	<参考> 人口1万当たり職員数 100.93人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.80人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	7人	7人			
	下 水 道	7人	7人			
	そ の 他	13人	14人	1人	宮城県への職員派遣による増	
	小 計	27人	28人	1人		
合 計		177人 [221人]	176人 [221人]	△1人 [221人]	<参考> 人口1万当たり職員数 120.71人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	12人	19人	16人	15人	15人	31人	22人	19人	8人	13人	1人	176人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		110人	119人	120人	124人	120人	118人	8人(7.3%)
教育		28人	25人	25人	28人	30人	30人	2人(7.1%)
普通会計計		138人	144人	145人	152人	150人	148人	10人(7.2%)
公営企業等会計計		22人	24人	22人	23人	27人	28人	6人(27.3%)
総合計		160人	168人	167人	175人	177人	176人	16人(10.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 28年度	千円 523,425	千円 27,378	千円 39,789	% 7.6	% 7.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 28年度	人 7	千円 25,821	千円 4,009	千円 9,959	千円 39,789	千円 5,684	千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松島町	44.0歳	329,000円	469,724円
団体平均	44.4歳	343,701円	513,093円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松島町	松島町（一般行政職）
1人当たりの平均支給額(平成28年度) 1,423千円	1人当たりの平均支給額(平成28年度) 1,300千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

松 島 町			松 島 町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	0千円	0千円	平均支給額	456千円	20,878千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績（28年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
多賀城市	10%	0人	10%
仙台市、富谷市	6%	0人	6%
名取市、利府町	3%	0人	3%
東京都特別区	20%	0人	20%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	644千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	161千円
支給実績（27年度決算）	641千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	160千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 10,000円 2. 子1人につき 8,000円 3. 父母等1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,332千円	266,400円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】 -12,000円 イ. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】 -23,000) ÷ 2 (限度額 27,000円)	同じ	—	558千円	27,900円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2. 交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 3. 交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額 + 交通用具使用の額。ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	445千円	111,300円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 22,200円～41,400円	同じ	—	1,006千円	335,200円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の25/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に1勤務当たり2,000円～6,000円を支給(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じた額)	同じ	—	24千円	8,000円
災害派遣手当	災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員が滞在する場合1日につき6,620円を超えない額	同じ	—	0千円	0円